**注記（事業別財務諸表：大阪府育英会事業）**

**１．偶発債務**

（１）債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 期間 | 支出予定額 |
| 平成22年度大阪府育英会事業損失補償  【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度  ～  平成39年度 | 12億24百万円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |
| 平成23年度大阪府育英会事業損失補償  【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度  ～  平成40年度 | ５億15百万円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |
| 平成28年度大阪府育英会事業損失補償  【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度  ～  平成36年度 | 98億円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |
| 大阪府育英会奨学金事業にかかる資金借入に対する損失補償  【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度  ～  平成33年度 | 324億82百万円の借入金の元金及び利子並びに清算金 |
| 平成1３年度私立学校老朽施設改善資金融資損失補償  【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度  ～  平成3５年度 | 10億35百万円 |

**２．追加情報**

（１）利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | 期間 | 支出予定額 |
| 大阪府育英会大学等就学支援利子補給事業費補助金  【一般会計・教育庁・大阪府育英会事業】 | 平成29年度  ～  平成53年度 | １百万円 |

（２）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

　①事業の概要

教育の機会均等を図るため、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対する奨学金の貸付事業等を行う（公財）大阪府育英会に対して、事業に必要な資金の貸付や同会の運営に要する経費の補助を行っています。

　②当該事業に関し説明すべき固有の事項　

私学行政に関する事務を教育長が受任することに伴い、府民文化部から平成28年４月１日付けで本事業を継承しました。